

さいたま市監査委員告示第74号

さいたま市長から、別添のとおり平成30年度、令和2年度及び令和3年度の包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により告示する。

令和4年9月30日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	江	原	大	輔
同	洪	谷	佳	孝

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和4年9月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
平成30年度	道路事業に関する財務事務 の執行について	指摘事項	市長	13	12	0	1
			教育委員会	0	0	0	0
			計	13	12	0	1
		意見	市長	33	32	0	1
			教育委員会	0	0	0	0
			計	33	32	0	1

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P41	指摘	都市計画道路の 見直しについて	都市計画道路の見直しとして策定された道路網計画であるが、評価結果を基にした都市計画道路への反映の要否検討、計画の実現可能性があいまいである。廃止手続済を含めて廃止候補路線として評価された路線は、わずか25路線約45kmであり、整備中の193路線のうち約180kmが未整備の状態である。最近の予算の執行状況から算定した進捗は年に2～3km程度のため、少なくとも着手してから60年～90年はかかることとなる。 年々削減される予算や日本の総人口が減少することを鑑みると、いかに計画をスリム化し、本当に必要な路線なのかを見極めることが重要となる。この点、12ある指標のいずれにも該当せず、必要性がないと判断されたところだけを外し、総合的な判断をしないままでは、抜本的な見直しをしたとはいえない。都市計画道路については、今後の見直し作業を有意義なものとするために、総合的な判断をすることを検討すべきである。	都市局 都市計画部 都市計画課		済 (令和元年9月)	都市計画道路は、都市の将来像を実現するため、長期的視点から必要性が位置付けられているもので、見直しについては、都市の将来像を踏まえつつ、社会情勢の変化に対応する必要があると考えている。 このことから、学識経験者を含めた検討委員会にて議論を重ね、道路網計画を策定するとともに、都市計画審議会へ諮問し意見を伺いながら、手続きを進めているため、本計画は妥当と考え現状のとおりとする。
P41	意見	道路網計画の目 標年次について	「さいたま市道路網計画」では時間軸の決定はしないこととなっているが、「都市計画道路の見直し」資料を見る限りでは、そこに描かれた存続路線・存続候補路線を含めて目標年次である2030年には整備されるかのような印象を与えている。現在の資料のままでは、市民に誤解を与えかねないため、限られた予算を整備中路線に集中的に配分するためにも、公表の際には目標年次である2030年までに着手する道路と着手しない道路について示しておくなど、市民に誤解を与えないようにする必要がある。	都市局 都市計画部 都市計画課		済 (令和元年9月)	意見に基づき、次回作成時（令和5年3月）には市民に誤解を与えない表現内容の検討を行い修正することとした。
P41	意見	区画整理区域と 連続する道路が 廃止路線候補路 線、存続候補路 線となっている ことについて	現在、市として施行中の（市24）指扇の区画整理と隣接して南北に伸びている大谷場高木線は廃止候補路線（一部存続候補路線）、東西に長く伸びている指扇宮ヶ谷塔線は存続候補路線（一部廃止候補路線）となっている。 存続候補路線は、廃止はされていないものの、少なくとも20年以内に着手することが難しく、見通しが立たない路線となる。 （市24）指扇の区画整理については、都市計画決定が平成16年4月15日、当初事業計画公告日が平成17年10月11日、事業期間は平成17年10月11日から平成42年3月31日であるが、平成30年3月20日に事業期間の延伸を含めた第2回目の事業計画の変更が行われており、工事の進捗が芳しくないことを窺わせる。 道路事業と区画整理事業の両者が連携し、整合性を図りつつ、長期的な観点から、方向性の検討が必要である。	都市局 まちづくり 推進部 市街地整備 課		済 (令和元年9月)	指扇土地区画整理事業の進捗に必要な道路として都市計画道路指扇中央通線の一部区間を存続候補路線から整備中に格上げすることとする。 今後は、関係部署による協議を進め、土地区画整理事業の進捗に合わせ、事業化していく。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P42	指摘	PDCA サイクル の適用について	「さいたま市都市計画マスタープラン」では、都市計画のマスタープランは「地域別まちづくり構想」や「個別・関連計画」により推進されるため、「全体構想」の進捗状況の把握・評価は、「地域別まちづくり構想」や「個別・関連計画」をPDCAサイクルにより評価し、その評価をフィードバックすると明示している。 市民にとって有益な都市計画道路とするためにも道路網計画においては、整備における時間軸を含めてPDCAサイクルを実施すること、道路網形成プログラムにおいては、道路整備の実施、多様な実現手法の検討、廃止に向けた取り組みに対して明確に成果指標を定めてPDCAサイクルを実施することが必要であると考え。	都市局 都市計画部 都市計画課	○	対応中	道路網計画は、本市の将来像を実現するため、長期的視点で必要な道路網を位置付ける計画であることや、道路整備に関しては「道路整備計画」があることから、整備に関する内容は含めず、PDCAサイクルを次回見直し（令和5年3月）する際に実施することとした。
P43	意見	道路整備計画による効果の指標の見直しについて	公共事業での評価期間は、民間企業の評価期間よりも長くなることは否めないが、目標年次が近づいてきているため、できる限りPDCAサイクルの評価期間は短期間とし、柔軟に計画を変更していく必要がある。 さいたま市道路整備計画（第2期）（計画期間：平成26年～30年）では、4つの指標をかかげている。上述のとおり、一部の指標では平成30年度末の目標から遅れている。さらに10年後である平成42年度末については、達成できない可能性が高い。 第3期については、社会情勢の変化を踏まえた適切な目標設定を行い、効果的なPDCAサイクルを実施されたい。また、公共事業での評価期間は、民間企業の評価期間よりも長くなることを勘案すると、5年の評価期間は長期といえるため、中間時点での評価実施についても検討すべきである。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	3期計画の計画期間中間時点（令和4年4月）において、中間評価の実施を検討することとした。
P45	意見	「道路整備計画」の実現可能性について	平成26年度から平成29年度までの計画策定時に想定していた事業費に対する決算額の平均執行金額は4,670百万円程度である。これは計画に対し平均で43%の事業しか実施できていない状況であり、当該執行額で平成42年度まで進捗する場合、幹線道路の整備イメージの完成までの事業期間は当初予定していた倍以上かかることになる。 総人口が減少し、予算が年々削減される前提や、自動車の交通量が減少する前提を具体的に見積もった結果や用地買収の難航により事業期間が予定通りにならないこと等、長期にわたり、計画の具体的な見通しを立てられない現状を鑑みると、現在の整備状況を考慮しながら次期以降の整備計画を策定する必要がある。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	平成31年3月、予算規模や現在の用地買収率及び整備状況を考慮し、実現可能な路線を3期計画に反映し、道路整備計画を策定した。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P47	意見	他の機関との連携について	平成42年度には、渋滞箇所を21か所減らすことを目標としているが、予算の状況を考えて、現ペースで達成可能であるかは、不透明である。交差点の整備については、市だけで進めることができるわけではなく、警察との調整も必要となってくる。両者の言い分が異なる場合、調整が難航することになる。交通管理者である警察と意思疎通を図りながら、協議期間をできるだけ短くするよう努め、早期の事業化に向け取り組むべきである。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	道路整備計画（第3期）において、令和12年度（平成42年度）までの渋滞箇所削減数を21箇所から、実現可能な12箇所へ目標修正を行った。 また、交差点の協議については、計画・設計・実施の3段階で行い、交通管理者と意思疎通を図り、早期事業化に向けて取り組むこととした。
P50	意見	用地取得案件の進捗管理について	市の建設にかかるすべての予算につき効果的かつ効率的な執行実現のためにも、用地取得の業務は最適化されることが必要であり、少ない人員をより効果的かつ効率的に配分することを検討するべきである。 南部建設事務所だけでも現在700人ほどの権利者と交渉中とのことである。このことを鑑みると、案件ごとの調書があるだけでは、担当者レベルとしては必要十分であるとしても、管理職としては個々の案件の進捗状況を適時にすべて把握することは容易なことではなく、適時適切な進捗管理の面で支障が生じている可能性がある。 案件ごとの調書だけでなく、全案件の進捗管理表として一表を作成し、当該一表にてすべての案件のステータスを管理されたい。これにより、各担当者の業務進捗状況、苦慮している事象等を適時に管理職が把握することとなり、そこから担当者へ案件ごとに掘り下げる仕組みが確立され、当該進捗管理表により管理することで業務の進捗状況の把握と優先順位付けも容易となり、少ない人員の中で適時適切な配置や適切な業務配分も可能となると考える。	建設局 北部建設事務所 用地課		済 (令和元年9月)	意見に関しては、北部建設事務所用地課および南部建設事務所用地課の協議により様式を統一した進捗管理表を作成し、平成31年3月22日より運用を開始した。
P50	意見	用地取得案件の進捗管理について	市の建設にかかるすべての予算につき効果的かつ効率的な執行実現のためにも、用地取得の業務は最適化されることが必要であり、少ない人員をより効果的かつ効率的に配分することを検討するべきである。 南部建設事務所だけでも現在700人ほどの権利者と交渉中とのことである。このことを鑑みると、案件ごとの調書があるだけでは、担当者レベルとしては必要十分であるとしても、管理職としては個々の案件の進捗状況を適時にすべて把握することは容易なことではなく、適時適切な進捗管理の面で支障が生じている可能性がある。 案件ごとの調書だけでなく、全案件の進捗管理表として一表を作成し、当該一表にてすべての案件のステータスを管理されたい。これにより、各担当者の業務進捗状況、苦慮している事象等を適時に管理職が把握することとなり、そこから担当者へ案件ごとに掘り下げる仕組みが確立され、当該進捗管理表により管理することで業務の進捗状況の把握と優先順位付けも容易となり、少ない人員の中で適時適切な配置や適切な業務配分も可能となると考える。	建設局 南部建設事務所 用地課		済 (令和元年9月)	意見に関しては、北部建設事務所用地課および南部建設事務所用地課の協議により様式を統一した進捗管理表を作成し、平成31年3月22日より運用を開始した。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P54	指摘	所管替え及び行政財産の棚卸しについて	従前から堀崎中央公園に隣接する行政財産（道路用地）は公園の一部として利用されているものの、所管替えの手続は完了していない状況である。そのため、堀崎中央公園に隣接する用地については、都市計画道路の用地として所管し、管理区分を設け、管理している。しかし、公園に隣接する用地についての形態を確認すると、一般市民からは公園と都市計画道路の事業用地との判別はつかない。 本来であれば、計画変更・廃止した際に普通財産にするか、所管替えをしておくのが適切な処理となる。堀崎中央公園に隣接する都市計画道路の事業用地については、普通財産とするか、所管替えをするのかについて確定し、適切な処理をすべきである。 また、このようなことが発生しないよう、定期的に所有財産を棚卸し、利用の可否、所管替えの有無、普通財産への引継ぎの有無等を確認するフローが必要である。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和3年3月)	計画道路は見直しを行い廃止路線とし、用地については公園と一体利用することとした。公園整備を実施後、令和4年度末までに公園所管課へ所管換えを行う。 また、所有財産の管理については、公共施設マネジメントシステムの年度当初の更新時期に、利用の可否、所管替えの有無、普通財産への引継ぎの有無を確認・検討し、対応状況を記録しておく。
P54	指摘	所管替え及び行政財産の棚卸しについて	従前から堀崎中央公園に隣接する行政財産（道路用地）は公園の一部として利用されているものの、所管替えの手続は完了していない状況である。そのため、堀崎中央公園に隣接する用地については、都市計画道路の用地として所管し、管理区分を設け、管理している。しかし、公園に隣接する用地についての形態を確認すると、一般市民からは公園と都市計画道路の事業用地との判別はつかない。 本来であれば、計画変更・廃止した際に普通財産にするか、所管替えをしておくのが適切な処理となる。堀崎中央公園に隣接する都市計画道路の事業用地については、普通財産とするか、所管替えをするのかについて確定し、適切な処理をすべきである。 また、このようなことが発生しないよう、定期的に所有財産を棚卸し、利用の可否、所管替えの有無、普通財産への引継ぎの有無等を確認するフローが必要である。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和3年3月)	計画道路を廃止路線とし、公園と一体利用するため、公園整備を実施後、令和4年度末までに公園所管課へ所管換えをすることとした。
P55	意見	普通財産の引継ぎにかかる決裁文書について	普通財産の引継ぎにかかる決裁文書は、後日第三者が見て、普通財産に引継ぐ根拠及び廃止候補路線などにおいて引き続き行政財産として活用するか否かについて、判断の過程を明確にする必要がある。 現状は、道路区域として指定された範囲を除く部分について、隣接する地権者等からの購入意思がある土地も存在するが、廃止候補路線などにおいて引き続き行政財産として活用するののかについて判断の過程が記録として保存されていない。 判断の過程が記録された文書が残っていない場合には、将来必要となった際に遡って確認することが困難となる。道路にかかる検討は、数十年と長期にわたるため、検討過程・結果は文書にて残すことが重要である。	総務局 総務部 総務課		済 (令和元年9月)	意見に関しては、平成30年12月28日に「さいたま市文書管理規則」の一部改正を実施、併せて当該規則の運用上の注意点について通知により職員に対し周知を行った。適正文書事務の執行については、引き続き職員への周知を図っていく。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P55	意見	普通財産の引継ぎにかかる決裁文書について	普通財産の引継ぎにかかる決裁文書は、後日第三者が見て、普通財産に引継ぐ根拠及び廃止候補路線などにおいて引き続き行政財産として活用するか否かについて、判断の過程を明確にする必要がある。 現状は、道路区域として指定された範囲を除く部分について、隣接する地権者等からの購入意思がある土地も存在するが、廃止候補路線などにおいて引き続き行政財産として活用するののかについて判断の過程が記録として保存されていない。 判断の過程が記録された文書が残っていない場合には、将来必要となった際に遡って確認することが困難となる。道路にかかる検討は、数十年と長期にわたるため、検討過程・結果は文書にて残すことが重要である。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	平成31年4月以降、普通財産の引継ぎを行う際には、判断の過程を記録した文書を作成することとした。
P56	意見	大間木丸ヶ崎線の残地管理について	行政財産として購入した際に管理しやすいように整備してあるところは良いが、雑草などが生えてしまう状況では、適宜手入れが必要となり、表面管理を担当している建設事務所の負担となっている。 大間木丸ヶ崎線は、残地となっている土地の管理面積も広く、多くの時間を要することが予想されることから、残地を簡易に舗装するなどし、長期的な視点から可能な限り維持費のかからない方法を検討すべきである。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	残地となっている土地について、簡易舗装を行うことを決定したため、関係各課と調整を図り、令和2年度からの予算化を依頼することとした。 また、今年度においても可能であれば、工事を実施するよう併せて依頼している。
P56	意見	大間木丸ヶ崎線の残地管理について	行政財産として購入した際に管理しやすいように整備してあるところは良いが、雑草などが生えてしまう状況では、適宜手入れが必要となり、表面管理を担当している建設事務所の負担となっている。 大間木丸ヶ崎線は、残地となっている土地の管理面積も広く、多くの時間を要することが予想されることから、残地を簡易に舗装するなどし、長期的な視点から可能な限り維持費のかからない方法を検討すべきである。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	令和元年9月、残地となっている土地について、簡易舗装を行うことを決定したため、来年度予算要求に工事費を計上することとした。
P56	意見	行政財産の有効活用及び普通財産への引継ぎについて	廃止路線や廃止候補路線の近隣地の土地は、代替候補地という位置づけで保有し管理していることから、行政財産となっている。しかしながら、過去の状況からすると、当該箇所が代替地として利用される機会はほぼないように見受けられる。そのような行政財産については、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることから、有効的な活用方法を検討すべきである。 また、未利用地である行政財産を普通財産へ切り替えることも視野に入れ、活用を検討すべきである。未利用地である行政財産から普通財産への切り替えについては、移管可能なものから随時、手続を行っているとのことであるが、対応の遅れが生じているものもある。未利用地である行政財産を有効活用するためには、検討の結果普通財産に切り替えることとした場合には、速やかに普通財産へ切り替えるべきである。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	意見に基づき普通財産への引継ぎについては、移管手続の遅れが生じないように随時適切な時期に行うこととする。また、行政財産については、財産規則のもと使用期間が短期間であるものは目的外使用許可にて対応しているため現状の通りとする。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P56	意見	行政財産の有効活用及び普通財産への引継ぎについて	廃止路線や廃止候補路線の近隣地の土地は、代替候補地という位置づけで保有し管理していることから、行政財産となっている。しかしながら、過去の状況からすると、当該箇所が代替地として利用される機会はほぼないように見受けられる。そのような行政財産については、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることから、有効的な活用方法を検討すべきである。 また、未利用地である行政財産を普通財産へ切り替えることも視野に入れ、活用を検討すべきである。未利用地である行政財産から普通財産への切り替えについては、移管可能なものから随時、手続を行っているとのことであるが、対応の遅れが生じているものもある。未利用地である行政財産を有効活用するためには、検討の結果普通財産に切り替えることとした場合には、速やかに普通財産へ切り替えるべきである。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	意見に基づき普通財産への引継ぎについては、移管手続の遅れが生じないように随時適切な時期に行うこととする。また、行政財産については、財産規則のもと使用期間が短期間であるものは目的外使用許可にて対応しているため現状の通りとする。
P57	意見	廃止路線等の近隣土地の短期間での活用について	都市計画道路の中には、このままの状況が続くと整備が超長期となる道路も存在する。そういった超長期で計画されている道路は、30年程度を短期ととらえ民間に貸し出すなど活用の幅を広げることを検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	財産規則により使用期間について制限があることや事業着手時期の変更等を考えると、借地権を設定することは難しいと考えられ、現状の通りとする。
P57	意見	廃止路線等の近隣土地の短期間での活用について	都市計画道路の中には、このままの状況が続くと整備が超長期となる道路も存在する。そういった超長期で計画されている道路は、30年程度を短期ととらえ民間に貸し出すなど活用の幅を広げることを検討されたい。	建設局 土木部 道路計画課		済 (令和元年9月)	財産規則により使用期間について制限があることや事業着手時期の変更等を考えると、借地権を設定することは難しいと考えられ、現状の通りとする。
P57	意見	未利用地の活用に関するシステム利用について	市の財産を有効活用するという点では、道路事業に限らず、各事業で取得している土地（行政財産、普通財産ともに）のすべてを一つのシステムで管理することで、より効果的な活用方法にかかる判断がしやすくなる。土地を利用したい部署が土木総務課の地図を直接確認しに来るようなアナログな手続も簡略化されることから、費用対効果を勘案し、検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	現在公有財産管理システムの改修中のため、令和元年9月より入力し、今年度末までには完了させることとした。
P61	意見	境界確定業務の記録の整理について	境界確定図を作成する際には、現地写真なども撮影され、別途保管されるが、境界確定図には添付されていない。そのため、道路上に建築物等が存在したまま境界確定を行った場合には、境界確定図からは事後的に当該状況や現地写真などを確認できない状況にある。 そのため、境界確定時に現況に建築物等がある箇所の状況を一覧で把握できるようにまとめておくことや、システム上で、不法占用の有無などを閲覧できるようにするなどにより、事後的にも容易に状況が確認出来るようにすることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、境界確定時に現況に建築物等がある箇所について、容易に状況が確認できるよう、道路情報システムに表示することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P61	意見	境界確定時に保留又は不調となった箇所について	境界確定時に、住民との意見の相違により、保留または不調となっている箇所がある。平成23年度に区域線整備推進係の発足以降は、境界確定にかかる写真が保管されている。しかし、区域線測量事業の終了に伴い保留のままとされる可能性もあるため、保留または不調となった箇所について区域線測量事業の終了後も継続的にフォローをしていく体制を検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和2年9月)	意見に基づき、区域線測量事業終了後のフォローについては、地権者から境界確認申請があった際に随時対応することとした。
P61	指摘	境界確定により判明した占有地について	境界確定時の写真を閲覧すると、その中の一部が民家の庭の一部をなしているように見え、常識的に考えてその実質が近隣の所有者の土地と一体となっている箇所や物置等の構築物が建設されている箇所がある。 このような箇所については、公用財産の使用状況が適切ではなく、管理のため必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を取らなければならないとされている（さいたま市財産規則第20条）。そのため、単に境界線を確定させるのみで終了とするのではなく、今後の対処方法なども隣接地権者と協議をすることが必要である。少なくとも、隣接地権者に対して、払下げという選択肢があることや、現状のまま放置しておくことに対する問題点などの説明などを行い、当該状況を解消することに努め、実質的な意味で境界確定を完了させることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和3年3月)	区域線測量業務において、令和2年11月19日他の日程で、地権者との境界確認の際越境が認められた地権者に対して、越境物の撤去や、越境されている道水路の払下げ等について説明し、越境状況の解消に向けて理解を求めた。 引き続き、地権者の意向を確認しながら越境解消に向け努めていく。
P62	意見	境界確定により判明した占有地（道路以外の官民境界）の把握について	境界確定の結果、その実質が近隣の所有者の土地と一体となっており、実態として公有地が占有されている状況が見られた。これは道路以外の官民境界であっても生じうる状況であると考えられる。そのため、公有財産上に構築物等が不法に占有されている状況がないよう、市全体としても状況の把握に努められたい。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	公有財産上に構築物等が不法に占有されている状況がないか、庁内関係課に注意を促すため、全庁掲示板での周知を令和元年12月までに行うこととした。
P70	意見	長寿命化修繕計画における修繕予定橋梁について	橋梁の長寿命化修繕計画は、平成29年3月に改訂され、5年ごとに長寿命化計画の見直しが行われることから、当該計画の対象期間は平成29年度から平成33年度となる。一方で、現在の長寿命化修繕計画において具体的に定められている個別計画は平成32年度までの着手計画となっており、平成33年度以降の具体的な実施計画は定められていない。 長寿命化修繕計画は、5年ごとに見直しが行われることから、少なくとも実施計画についても平成33年度までは定められていることが必要である。市の橋齢分布から、竣工後20年が経過している橋梁が多く、30年後には橋齢50年を超える橋梁が81%となるため、中長期を見据えた個別の橋梁に対する修繕計画を策定し、ピーク時点における予算の平準化を目指すことも検討されたい。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	平成30年度までの点検結果を基に、令和3年度までの修繕計画を今年度末までに策定することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P70	意見	区分Ⅲと診断された橋梁について	平成27年度から平成29年度の点検結果において、早期に監視や対策を行う必要がある状態とされる区分Ⅲと診断された橋梁11橋のうち、5橋については長寿命化修繕工事の実施時期が定められていない。これらの橋梁は、橋梁耐震補強工事や道路整備事業との関連や健全性の程度を考慮しながら実施時期を明確にして可能な限り早期に対応されたい。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	今年度末までに策定する修繕計画の中で、判定Ⅲの橋梁について、補修設計や修繕工事の実施時期を決定することとした。
P70	意見	診断結果の公表について	詳細点検は、対象橋梁数946橋（平成30年7月末現在）を5年間で一巡するように実施しているが、実施した点検結果については特段公表を行っていない。 平成25年の道路法改正等を受け、道路管理者は、すべての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、健全性を4段階に診断することとなっているため、市民・道路利用者に対して道路インフラや老朽化対策の現状を発信するためにも、少なくとも重点管理橋梁については点検結果を公表することを検討されたい。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	国土交通省HPにて、平成26年度から平成29年度までの点検結果が公表されており、平成30年度について、令和元年8月より公表を開始した。
P71	意見	長寿命化修繕計画におけるコスト削減効果の把握について	橋梁の長寿命化修繕計画では、事後保全管理から予防保全管理へ移行することで、今後70年間の概算事業費を試算した結果、架替えを前提とした補修費約856億円が、予防保全管理を行い、橋梁を長寿命化することで約445億円となり、約411億円のコスト削減が見込まれるとしている。平成24年6月に策定された「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」（平成30年3月一部改訂）においてもライフサイクルコスト削減の考え方において、5年ごとの長寿命化計画の見直しに合わせ、従来手法である事後保全による維持管理費用との検証を実施するとあることから、将来推計によるコスト削減効果の算定のみではなく、長寿命化修繕計画により実際にコストが削減できているかについて実績ベースでの効果測定も実施されたい。個別ケースでの分析結果を橋梁の補修計画に反映させることでより効果的な修繕計画とすることが期待できる。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	令和2年3月までに令和3年度までの修繕計画を策定し、修繕工事を実施した後、コスト削減効果について、検証を行うこととした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P76	指摘	道路（舗装）維持管理計画の策定について	<p>「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン（平成24年6月）」において、施設分野別の個別方針や更新等のあり方を記載しているにもかかわらず、道路（舗装）維持管理計画は策定について検討中であり、現時点では策定されていない。</p> <p>舗装は、車両の走行に伴う交通荷重を直接かつ繰り返し受けることにより損傷が進行するため、その性能と管理上の目標値を定め、修繕や補修等の管理を計画的、継続的に実施する必要がある。特に、大型車の通行が多く損傷の進行が早い路線については、従来型の損傷が進行して寿命を迎えた段階で舗装下部までを更新する事後保全型管理から定期的な路面性状調査により損傷状態を監視し、舗装下部まで損傷が進む前に表層の補修、修繕を行って長寿命化を図る予防保全型の管理への移行が重要である。そのため、国から示された舗装点検要領（平成28年10月国土交通省道路局）を参考に、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」にも記載のあるとおり、管理区間を分類し、管理区分に応じて予防保全型管理と事後保全型管理を組み合わせた道路（舗装）維持管理計画の策定について検討されたい。</p> <p>また、道路（舗装）維持管理計画においては、点検結果に基づいた中・長期的な補修工事の実施計画も含めたものとし、当該補修工事の実施計画は、路面性状調査の診断結果に基づいて優先対策実施範囲を決定し対応されたい。</p> <p>さらに、成果測定に関しては定量的な指標を設定し進捗管理を行い、実績ベースでのコスト削減効果についても事後検証を実施されたい。</p>	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和2年9月)	指摘に基づき、過去の路面性状調査の結果を踏まえ、R7年度までの舗装修繕予定箇所を示した「さいたま市舗装修繕計画」を令和2年9月に策定した。 また、主要な幹線道路の舗装の健全度について目標指標を設定し、定期的な点検により検証していく。
P78	意見	補修履歴のデータベース化について	<p>効率的・効果的な道路の補修計画を立案するにあたっては、補修履歴、工事履歴、交通量調査等の舗装に関する情報をデータベース化することが必要である。</p> <p>現状において、修繕の実施結果については個別に記録がされているが、道路（舗装）維持管理計画の策定及び更新に資するようなかたちで一元化されたデータベースとして情報は蓄積されていない。そのため、どの箇所で補修が多く行われているかを容易に把握できない。複数回補修が行われている箇所については、大規模補修工事をした方がよいと判断される可能性もあり、また、修繕計画の立案に役立てるためにも、補修履歴を記録し、管理することが望まれる。</p>	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	既存道路情報システムを活用し、工事等の履歴を管理することとし、今年度内に開催予定の10区担当者会議に参加し、既存道路情報システムを活用した工事履歴の管理方法について、周知を図ることとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P81	意見	定期的な受付簿の棚卸しと情報共有について	道路修繕工事を道路維持課とくらし応援室で実施していることから、市民の苦情、要望、来庁による相談、コールセンターからの転送等についても、道路維持課とくらし応援室とに分かれて集計される。市民からの要望については、道路維持課及びくらし応援室でそれぞれ受付簿が用意され、各課で受け付けた要望についての処理及び顛末までが記載されている。受付簿については、処理に漏れが無いよう、各課で独自のチェック体制を用いて対策している。 道路維持課とくらし応援室の受付簿は、独自に管理されており、課内では共有されているものの、両課での共有はしていない。受付簿に記載した案件については、処理漏れが無いよう対策が取られているが、定期的な受付簿の整理と未処理事項を共有することで、更に処理漏れが減少すると考えられる。 両課における定期的な受付簿の棚卸しと未処理事項の共有について、効率的に行う方法を検討すべきである。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和2年3月)	令和元年10月に開催した10区担当者会議において、道路維持課・くらし応援室間での相互の依頼に伴う事務処理漏れ等の問題の有無について状況の確認を行った。 その結果、現行の事務処理方法において事務処理漏れ等の問題が生じていないことから、現行の方法を継続することとした。
P83	指摘	道路維持課とくらし応援室の業務分担に関する規程について	道路修繕については、くらし応援室と道路維持課という2つの担当課で業務分担しているが、各課の分担について規定したものはなく、担当課に保管されている『区役所くらし応援室の道路緊急修繕及び補修業務について』という文書しかない。職務分掌については、規程で定めるものであることから、当該分担についても規程として定めるべきである。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和2年3月)	10区くらし応援室と道路維持課の担当者にて会議を実施し、くらし応援室及び道路維持課間で事務処理の漏れ等はなく、要望に対して迅速に対応していることを確認した。 また、職務分掌に定めることに関しては、総務課及び区政推進部と調整を行った。 その結果、「区役所くらし応援室の道路緊急修繕及び補修業務について」に基づき、業務分担を行う現行の方法を継続することとした。
P83	意見	道路維持課とくらし応援室の業務分担について	市は、政令指定都市となり15年が経過している。道路修繕に関し、道路維持課とくらし応援室の業務分担が最も適切な組織であるかについて、また、分担している業務が最適化されているかについて、再度検討する必要がある。 2つの課で業務分担しているが故のメリット、デメリットを詳細に検討し、限られた予算と人員の中で、最も効果的かつ効率的な組織及び業務分担とすべく、最適化を図ることが重要である。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和2年3月)	10区くらし応援室と道路維持課の担当者にて会議を実施し、業務分担について意見交換を行った。 くらし応援室と道路維持課においては、適切に連携が取られていることから、事務処理の漏れなどは生じて無い。また、緊急的な案件や軽微な案件はくらし応援室、規模の大きい案件は道路維持課と業務を分担することで、市民からの要望に対して迅速な対応を図っている。 そのため、現行の体制を継続することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P92	指摘	道路維持課において実施されている単価契約について	<p>スマイルロード整備事業は総価契約で行われている場合もあるが、北部建設事務所では平成29年度に新規着手した案件が97件あり、そのうち20件が単価契約工事に対応した案件となっている。一方で、南部建設事務所ではすべて総価契約により事業を行っている。</p> <p>現状、北部建設事務所では、発注段階で工事を実施するために必要となる測量調査及び設計を行っていないため、不確定要素もあり工事の詳細な内容が決まっていないことを理由として、予め数量が確定できないとして単価契約を行っている。しかし、単価契約は1件当たり比較的少額かつ同様の工事が件数多く発生するが、精度のある件数予測が難しいものを、数量が確定できない工事として想定している契約方式と考えられる。そうした単価契約の性質を踏まえると、スマイルロード事業における各工事は個別に独立した性質のものであり、測量調査及び設計を行ったうえで発注を行うべきである。</p> <p>測量調査及び設計を行えば数量は確定するため、単価契約の趣旨にはなじまない。</p> <p>また、現状、単価契約の中には結果として1,000万円を超えている工事があり、実態として一般競争入札で行われるべきものが指名競争入札で行われてしまっている。契約手続の区分に金額基準を設けた趣旨を損なうことにつながりかねず、好ましいものではない。</p> <p>スマイルロード事業における各工事については測量調査及び設計を行ったうえで、総価契約方式により発注を行うべきである。</p> <p>ただ、現状の単価契約の運用は、個別の工事の契約手続を簡略化し、事務的には柔軟な対応を可能にする利点も認められる。もし、すべての工事を総価契約方式で契約手続を実施することに実務上の課題があるのであれば、契約手続の公平性と効率性を考慮のうえ、「契約事務の手引き」等において市としての方針を正式に決定し、当該方針を明記されたい。</p>	財政局 契約管理部 契約課		済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、単価契約の適切な運用について発注課と協議を行うとともに、平成31年4月に「契約事務の手引き」において、建設工事等における単価契約の方針について明記した。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P92	指摘	道路維持課において実施されている単価契約について	スマイルロード整備事業は総価契約で行われている場合もあるが、北部建設事務所では平成29年度に新規着手した案件が97件あり、そのうち20件が単価契約工事に対応した案件となっている。一方で、南部建設事務所ではすべて総価契約により事業を行っている。 現状、北部建設事務所では、発注段階で工事を実施するために必要となる測量調査及び設計を行っていないため、不確定要素もあり工事の詳細な内容が決まっていないことを理由として、予め数量が確定できないとして単価契約を行っている。しかし、単価契約は1件当たり比較的少額かつ同様の工事が件数多く発生するが、精度のある件数予測が難しいものを、数量が確定できない工事として想定している契約方式と考えられる。そうした単価契約の性質を踏まえると、スマイルロード事業における各工事は個別に独立した性質のものであり、測量調査及び設計を行ったうえで発注を行うべきである。 測量調査及び設計を行えば数量は確定するため、単価契約の趣旨にはなじまない。 また、現状、単価契約の中には結果として1,000万円を超えている工事があり、実態として一般競争入札で行われるべきものが指名競争入札で行われてしまっている。契約手続の区分に金額基準を設けた趣旨を損なうことにつながりかねず、好ましいものではない。 スマイルロード事業における各工事については測量調査及び設計を行ったうえで、総価契約方式により発注を行うべきである。 ただ、現状の単価契約の運用は、個別の工事の契約手続を簡略化し、事務的には柔軟な対応を可能にする利点も認められる。もし、すべての工事を総価契約方式で契約手続を実施することに実務上の課題があるのであれば、契約手続の公平性と効率性を考慮のうえ、「契約事務の手引き」等において市としての方針を正式に決定し、当該方針を明記されたい。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	「契約事務の手引き」に基づき、令和元年度の単価契約方式を活用する案件は、道路修繕など緊急性が高く、早期整備が必要である小規模な案件を対象とし、それ以外の案件は、総価契約により実施することとした。
P93	指摘	スマイルロード整備事業の一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準について	現在、市における、一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準については、規則や手引などで明確にされた基準ではなく、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会が策定している「平成30年度建設工事等の業者選定等方針」によって定められているものである。また、当該「平成30年度建設工事等の業者選定等方針」によって定められている金額基準である1,000万円の基準についても、あくまでも全国知事会公共調達プロジェクトチーム作成の「都道府県の公共調達改革に関する指針」が示した基準である。金額基準については「契約事務の手引き」などによる市としての正式な決定事項とし、明確に定められたい。	財政局 契約管理部 契約課		済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、平成31年4月に「契約事務の手引き」において、建設工事等における一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準について明記した。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P94	意見	スマイルロード 整備事業の単価 契約における個 別の工事につい て	スマイルロード整備事業の単価契約において、単価契約に含まれる個別の 工事完了時に、事業者から完了の報告書（工事費内訳書・指示書・工事写 真・数量計算書・数量調査）を受領し、北部建設事務所道路維持課の監督 員が報告書及び現地で工事の完了を確認しているが、その際に現地確認を 実施した記録は残されていない。 その後、単価契約の期間が終了し、実施された複数の工事がすべて完了し た際に、北部建設事務所道路維持課は全体の契約に対する完了報告書を事 業者から受領し、請負事業者から工事完成通知書を受領し、「さいたま市 請負工事特命検査規則第3条1項」の規定により工事完成検査の請求を行 い、指定検査員がすべての竣工書類及び検査員が抽出した複数の現場検査 を実施している。 スマイルロード整備事業における単価契約については、個々の工事が別々 の期間及び場所で実施される以上、個々の工事が完了した際に北部建設事 務所道路維持課の監督員が現地で工事の完了を確認した記録を残すことが 望まれる。	建設局 北部建設事 務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	令和元年度のスマイルロード整備 事業のうち単価契約で実施した工事 が完了した際には、新たに監督員が 工事毎に完了確認した工事完了確認 書を残すこととした。
P99	意見	パトロールの委 託について	道路維持課の道路パトロールは、市職員が実施するものと委託により実施 するものがあり、委託できるものは委託する市の方針に基づき、市職員減 少分を委託で補っている。パトロール業務の主眼が情報収集にあることか ら、適切な情報収集が実施できるのであれば、パトロール業務の委託を進 めることも可能である。今後も、委託の傾向は継続すると考えられること から、市職員が実施する場合と委託した場合の費用対効果を勘案し、委託 可能な業務から随時委託していくことが期待される。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	経験のある市職員による道路パト ロールは、緊急修繕等において迅速 な判断・対応ができることや、適切 な住民対応を行うために必要であ り、継続して実施することとした。
P99	意見	工事委託業者と の写真による現 場状況の共有に ついて	工事委託業者との道路修繕必要箇所の現場状況の共有は、メールに現場写 真を添付し送信することで可能となるが、現状、工事業者との写真による 情報共有は活用されていない。工事委託業者と現場状況を写真により共有 することで、工事委託業者の初動が迅速化することが期待され、緊急時の 対応にも効果的である。 公用携帯電話でもメールに写真が添付できることを周知するとともに、工 事委託業者との現場状況の共有は現場写真を添付したメールで実施するこ とも検討されたい。	建設局 北部建設事 務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	課内職員に対して携帯電話の写真 機能や使い方等について周知するこ とにも、初動対応時の工事委託業者 及び職員間の連絡手段のひとつと して、必要に応じて写真添付機能を活 用していくこととした。
P99	意見	工事委託業者と の写真による現 場状況の共有に ついて	工事委託業者との道路修繕必要箇所の現場状況の共有は、メールに現場写 真を添付し送信することで可能となるが、現状、工事業者との写真による 情報共有は活用されていない。工事委託業者と現場状況を写真により共有 することで、工事委託業者の初動が迅速化することが期待され、緊急時の 対応にも効果的である。 公用携帯電話でもメールに写真が添付できることを周知するとともに、工 事委託業者との現場状況の共有は現場写真を添付したメールで実施するこ とも検討されたい。	建設局 南部建設事 務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	課内職員に対して携帯電話の写真 機能や使い方等について周知するこ とにも、初動対応時の工事委託業者 及び職員間の連絡手段のひとつと して、必要に応じて写真添付機能を活 用していくこととした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P103	意見	道路情報システム更新時における刷新可能性調査の実施について	現行の道路情報システムは15年の間、同一の事業者委託しているが、端末プリンタ等の賃貸借を除く道路情報システムの賃借と道路情報システムデータベース補正業務については、現行の事業者以外の事業者のサービス内容を比較検討することなく、随意契約により委託をしている。 15年の間に情報セキュリティ意識の高まりや、テクノロジーの進化に伴い高セキュリティで高機能な情報システムの開発、新たな事業者の参入等、情報システムをとりまく外部環境も大きく変化していることから、より良い情報システムを導入できるよう、定期的に複数の事業者から情報を入手し、比較検討することが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	道路情報システムの賃貸借契約が令和5年度で終了するため、令和3年度から次回の契約の前年である令和4年度までに年1回複数の事業者から情報を収集し検討することとした。
P103	指摘	道路情報システムのセキュリティ対策について	道路情報システムのログインIDとパスワードは課区ごとに付与されていた。また、始業時にある課区のログインIDでログインした後は、終業時まで常時ログイン状態となったままとなり、端末が設置された区画にいる職員であれば誰でも利用可能な状態となっていた。 道路情報システムは端末が置かれている課の一部の職員が利用するものであることから、業務上必要な職員に制限するために職員ごとにログインIDを付与して、利用の都度、ログインとログアウトをすることで業務上必要のない職員の利用を制限する必要がある。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和2年9月)	道路情報システムがログイン中に一定時間利用されない状態となった際に画面がスクリーンセーバーになるよう設定した。 職員ごとのログインIDについて、令和2年4月より付与した。
P104	意見	窓口対応端末の覗き見防止策について	道路情報システムの端末は窓口を訪れた一般市民や事業者の問い合わせに対応するために窓口付近に設置されるが、端末画面に写った情報が窓口から容易に閲覧可能な状態のままとなっている。 道路情報システムは地図システムをベースとしており、画面に写し出される地図上には個人宅を示すような内容も含まれることから、覗き見防止フィルターを画面に装着する等、端末を操作する担当者以外からの画面の閲覧を防止する措置を講じることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和2年3月)	窓口付近に設置された道路情報システムの端末に覗き見防止フィルターを設置した。
P107	意見	工事発注の早期化について	現状では、1月以降に開始されている道路関連事業の工事契約の多くは、2班体制、もしくは3班体制で工事を実施することにより、年度内に完了し検査が終了することを前提として契約を締結しているが、実際には、2～3班で同時並行的に工事を実施することは考えにくい。結果、年度内に工事が完了せず、繰り越す工事が多くなる。 現在のように全体予算の2割が繰越されている状況は地方自治法における「会計年度独立の原則」の趣旨からしても望ましくない。また、繰越案件の中には年度末付近に契約が締結されている案件も複数存在している状況である。工事は着手から完了までに数ヶ月かかるものも多いため、年度内執行の徹底を図るため、年間を通じた計画的な業務の発注を行うために、発注準備等を早期に実施することによって可能な限り工事発注の早期化に努めることが望ましい。発注の早期化を進めることにより、年度末での事業業務の集中を避け業務の平準化に努められたい。	建設局 土木部 道路環境課		済 (令和元年9月)	令和2年度予算要求においても、発注時期の前倒しが可能な工事等については債務負担行為の設定を行い、業務の平準化に努めると共に、年度を通して計画的な発注を行うことで、翌年度繰越額の縮減に努めていく。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P113	意見	随意契約の根拠 について	随意契約は、競争入札を原則としている地方公共団体の契約の中にあつて、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して契約を締結するものであり、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すべきとされている。そのため随意契約の理由については、平成28年9月定例会に提出された「市民に理解できる随意契約の詳細な理由を書いてください」という請願を受け、随意契約の方式を採用した理由、具体的には合理性、必然性、採用するやむを得ない理由等が読み取れる記載をするよう、調達課から各課に指導し、随意契約の理由を公表している。記載に関しては、市民目線で理解しやすい理由に主眼を置いており、法定根拠の明記を必ずしも求めるものではないが、ホームページに掲載されている「業務委託随意契約結果発表」を閲覧したところ、法的根拠となる条文が明記されているものと明記されていないものが混在している。随意契約は、特別な契約であり、安易に随意契約とすることは厳に慎むべきであるため、市民がその理由について容易に把握できるように説明責任を果たすべきである。随意契約の根拠となる条文を明示するなど、記載事項及び記載方法につき検討されたい。	財政局 契約管理部 調達課		済 (令和元年9月)	平成31年1月から平成31年3月契約分より、「業務委託随意契約結果表」に根拠法令を明示するようにした。
P115	意見	駅前交通島の芝 について	浦和美園駅前広場交通島の芝生（約400㎡）は、埼玉スタジアム2002と同じ芝を植えることにより、サッカーの街としての顔としての役割を担っているが、芝を緑に保つために平成29年度で年間3,348千円の維持費がかかっている。市として、広場の芝を埼玉スタジアム2002と同じ芝を植栽するという意思決定はなく、都市再生機構から引き継いだ時から継続して事業を実施しているのみとなっている。当該契約について、他の業者では実施できないのか、また、芝は埼玉スタジアム2002と同じものでなければならないのかの議論をした形跡はない。少なくとも、都市再生機構から引き継いでから9年間で30,000千円程度の税金が維持費として支出されていることを鑑みても、改めて、芝の管理の在り方について検討し、市としての意思を明確にすべきである。	建設局 南部建設事務所 道路維持課	○	対応中	芝の種類・維持管理について、鉄道事業者、地元関連企業、関係自治会と個別に調整し、意見交換をすることとした。 令和5年3月までに意見交換を実施し、芝の管理の在り方について方針を決定する。
P119	意見	道路占用減免伺 の記載事項につ いて	提出された道路占用許可申請書に関し減免がある場合には、道路占用許可申請書の提出により、道路管理者である市が占用料の減免の決定を行うこととなっている。申請書の様式に起因するが、減免に関する根拠条文を記載する箇所がなく、何を根拠に減免しているのかについて、添付書類を見なければ判断できない状況であった。道路占用許可申請書の表紙に減免がある場合の根拠条文が記載されていれば、判断基準の根拠が一目でわかるため、承認する上席者にとっても役立つこととなる。道路占用減免伺については、上席者の判断の助力となるよう、様式を見直し、減免に関する根拠条文を記載する箇所を設けることも検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和元年9月)	令和元年度中に様式の見直しまたは根拠条文を記載したゴム印の押印による対応を今年度実施することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P120	意見	不法な道路占用 に対する処置に ついて	道路占用は、占用する者が正しく申請することを前提として成り立っており、占用に関し申請せず不法状態であることを放置しておくことは、正しく申請した者のみから料金を徴収することになり、不公平が生じる。市道におけるすべての不法占用を発見し、指導することは困難であると考えられるが、道路の安全を確保するだけでなく、正しく申請している人との公平性を保つためにも、パトロールによる占用申請の有無の確認、申請がなかった場合の指導を実施すべきである。それにより、他の者に対する牽制効果も発揮でき、占用の申請促進を促すだけでなく、道路の安全も確保できることとなる。	建設局 土木部 土木総務課		済 (令和3年3月)	令和3年2月24日に道路パトロール所管課、道路占用許可所管課と協議を行った。 協議の結果、道路パトロールについては、国・県道及び市道において、明らかに占用許可できない物件を発見した際には、道路占用許可所管課へ報告していることを確認した。 今後は、報告のほか、特に安全上危険な物件は道路パトロール所管課も現地では正指導することとし、それ以外の不法占用の是正等については、占用申請の有無の確認や許可の可否等、個別の確認が必要であることから、引き続き道路占用許可所管課が行うことを確認した。
P124	指摘	備品台帳への登録漏れについて	北部建設事務所の備品保管倉庫において、ジャッキ及び梯子等の備品について、現物の備品が存在するものの、備品台帳への登録がされていない物品が存在した。物品会計規則第16条に基づき、保有する備品については、備品台帳に漏れなく登録すべきである。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、平成30年11月までに備品台帳への登録を行った。
P124	指摘	所在不明の備品 について	北部建設事務所の備品保管倉庫において、生垣バリカン2個及びヘッジトリマー（電気バリカン）2個に関しては備品台帳に登録されているにもかかわらず、その所在を確認できなかった。所在不明の備品については追加の調査を行い、他課へ貸してあったことが判明したようだが、確実に備品の存在を確認できるよう備品台帳の設置保管場所欄の記載を行うなどの管理が必要である。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、平成30年11月までに備品台帳に記載されている設置場所と一致させた。
P124	指摘	備品台帳と備品 シールの不一致 について	北部建設事務所の備品保管倉庫において、アルミ製三脚脚立2台に関して1台は備品台帳上の備品番号と、実物に貼り付けられていた備品の管理シールの備品番号が異なっていた。また、もう1台は備品の管理シールが貼り付けられていなかった。備品の現物確認にあわせて、備品台帳情報と備品シールの記載を一致させる必要がある。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、平成30年11月までに備品台帳と備品シールの記載を一致させた。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和4年9月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P125	指摘	消耗品及び材料品管理に関する規程の作成について	消耗品及び材料品に関しては物品管理等の規則において、消耗品及び材料品の定義及び購入時の規定は存在しているが、現状において、受払管理に関して明確な定めがない。消耗品及び材料品の性質に基づいて、受払管理の必要性や管理方法を整備した規程の作成を検討されたい。また、作成した規程に基づき、消耗品及び材料品管理を実施されたい。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	当課で保管、管理している消耗品及び材料品等について数量、保管場所を令和元年7月に再確認した。 また、受払管理を行う対象を整理して、出庫表とデータ化した台帳により令和元年7月末より改善した方法にて数量管理を行うこととした。
P125	指摘	消耗品及び材料品管理に関する規程の作成について	消耗品及び材料品に関しては物品管理等の規則において、消耗品及び材料品の定義及び購入時の規定は存在しているが、現状において、受払管理に関して明確な定めがない。消耗品及び材料品の性質に基づいて、受払管理の必要性や管理方法を整備した規程の作成を検討されたい。また、作成した規程に基づき、消耗品及び材料品管理を実施されたい。	建設局 南部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	当課で保管、管理している消耗品及び材料品等について数量、保管場所を令和元年7月に再確認した。 また、受払管理を行う対象を整理して、出庫表とデータ化した台帳により令和元年7月末より改善した方法にて数量管理を行うこととした。
P125	意見	消耗品及び材料品に関する管理台帳の作成について	塩化カルシウム、赤色コーン等については各建設事務所で管理台帳を作成している場合と作成していない場合が存在した。各建設事務所で管理方法を統一することが望ましい。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	令和元年7月に当課で保管・管理している赤色コーン等を再度確認し、数量を管理するための台帳にて数量管理を行うこととした。
P125	意見	消耗品及び材料品に関する管理台帳の作成について	塩化カルシウム、赤色コーン等については各建設事務所で管理台帳を作成している場合と作成していない場合が存在した。各建設事務所で管理方法を統一することが望ましい。	建設局 南部建設事務所 道路維持課		済 (令和元年9月)	令和元年7月に当課で保管・管理している赤色コーン等を再度確認し、数量を管理するための台帳にて数量管理を行うこととした。
P125	意見	消耗品及び材料品の購入時の予算管理について	道路補修材に関して、購入は各建設事務所道路維持課の予算で購入しているにもかかわらず、各区くらし応援室が使用している状況にある。適切な予算執行の観点から考えると道路維持課が同課の予算で購入した消耗品及び材料品に関しては、同課のみが使用するべきものである。調達事務に関しては道路維持課が実施するとしても、各区くらし応援室が使用する消耗品及び材料品に関しては各区くらし応援室の予算を用いて、数量の管理も別々に実施する等の方法によるなど、適切な管理方法を検討されたい。	建設局 北部建設事務所 道路維持課		済 (令和2年3月)	道路補修材について、令和2年度から各くらし応援室の予算を用いて、数量管理も別々に実施することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和4年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P125	意見	消耗品及び材料品の購入時の予算管理について	道路補修材に関して、購入は各建設事務所道路維持課の予算で購入しているにもかかわらず、各区くらし応援室が使用している状況にある。適切な予算執行の観点から考えると道路維持課が同課の予算で購入した消耗品及び材料品に関しては、同課のみが使用するべきものである。調達事務に関しては道路維持課が実施するとしても、各区くらし応援室が使用する消耗品及び材料品に関しては各区くらし応援室の予算を用いて、数量の管理も別々に実施する等の方法によるなど、適切な管理方法を検討されたい。	建設局 南部建設事務所 道路維持課		済 (令和2年3月)	道路補修材について、令和2年度から各区くらし応援室の予算を用いて、数量管理も別々に実施することとした。